

名護市若年者継続雇用奨励金 募集要項

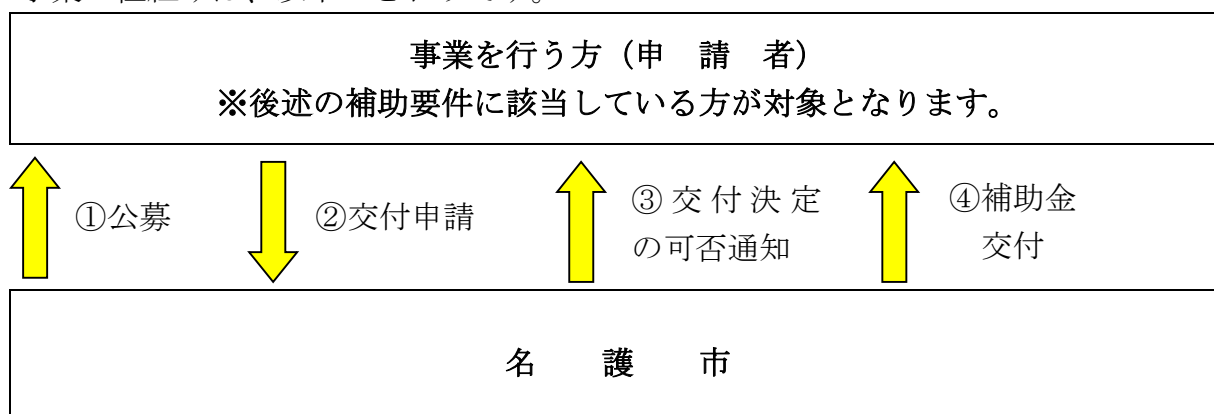
1. 事業の概要

(1)目的

市内の中小企業者・小規模企業者に対し、国の実施する試行雇用（以下「トライアル雇用」という。）制度に基づき、試行的に雇用した若年者（以下「対象労働者」という。）を引き続き常用雇用者として雇用した事業主に奨励金を交付することにより、若年者の継続雇用と雇用の安定化を図ることを目的に、「名護市若年者継続雇用奨励金」を実施します。

(2)事業の仕組み

事業の仕組みは、以下のとおりです。



2. 補助対象者

国の実施する試行雇用（トライアル雇用）制度に基づき、試行的に雇用した若年者を引き続き常用雇用者として雇用した事業主、市内の中小企業者・小規模企業者。補助事業の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する者（個人事業主の場合は、市内に住所を有し、かつ、市内に事務所登録、営業届等の手続きが済んでいる者。法人の場合は、法人登記簿の本店住所が市内住所の者）
- (2) 雇用保険適用事業所の事業主
- (3) 法人市民税又は市税に滞納がない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1号）に定める営業を行う者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）又は警察当局から排除要請された者ではないもの
- (6) 補助事業を適確に遂行するに足る能力を有する者。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないもの
- (7) その他市長が不適当と認める事業者でないこと

3. 補助の交付要件及び補助金の額

(1) 交付要件

- ①市内の事業所が、若年者(45 歳未満)をトライアル雇用終了後に 6 ヶ月以上常用雇用した事業主
- ②対象となる労働者は令和 7 年 1 月 1 日以降にトライアル雇用事業において試行的に雇用された者
- ③対象となる労働者がトライアル雇用終了の日において 45 歳未満で、常用雇用者となった者
- ④トライアル雇用終了の日から常用雇用者として雇用されてから 6 ヶ月を経過する日の間、本市に住所を有している者

(2) 補助金の額

対象労働者 1 人につき 15 万円以内とする。(ただし予算の範囲内で交付)
交付は 1 回限り(過去に同補助金を活用していない事業者)とし、対象労働者 1 人までとします。

(3) 補助金の交付申請

奨励金の交付の申請をしようとする対象事業主は、対象期間を終了した日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、必要な書類を提出してください。

(4) 必要書類

- ① 交付申請書(様式第 1 号)
- ② 若年者継続雇用実施報告書(様式第 2 号)
- ③ トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書(国の押印のあるもの)の写し
- ④ 労働契約書の写し
- ⑤ 事業主の法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する資料(完納証明書)
- ⑥ 対象労働者の住民票(対象期間終了後に発行されたもの)
- ⑦ 対象期間における対象労働者の 6 ヶ月以上出勤状況が確認できる出勤簿等の写し
- ⑧ 対象期間における対象労働者の 6 ヶ月以上賃金支払状況が確認できる賃金台帳などの写し

4. 応募について

(1) 応募方法

以下の提出書類を持参または郵送にて名護市商工・企業誘致課へ提出してください。

- ・ 正本(申請書・提出書類一式) : 1 部(片面印刷)

※申請書類は名護市 商工・企業誘致課HPからダウンロードできます。
 (<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024041800014/>)

(2) 応募期間及び交付上限件数

	応 募 期 間	交 付 上 限 件 数
前期	令和8年5月1日(金)～令和8年8月31日(月)	1件
後期	令和8年9月9日(水)～令和8年12月11日(金)	1件 ※前期の応募が無かった場合

受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
 予算に達し次第、応募は終了となります。

※注意事項

- ①書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、
申請書類等の確認を必ず行い提出してください。
- ②FAX及びメールによる提出は受け付けません。
- ③提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 申請に関する注意

- ①応募に関しては、一申請者1件とします。
- ②交付決定された場合でも、補助金交付額は、審査、査定などの結果、申請額と異なる場合があります。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号 名護市民会館2階
 名護市 商工・企業誘致課 商工係
 TEL：0980-53-7530

受付時間：8：30 ～ 17：15（土・日・祝祭日・12：00～13：00は除く）

5. 審査及び交付決定

(1) 審査方法

申請された内容について、審査を行います。審議結果を踏まえ、補助金を採択します。

(2) 交付決定

交付の決定は、市から申請者に通知します。

(3) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。